

第11回木曾川下流水防災協議会

背景

- ・平成27年9月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川において越水や堤防決壊等により浸水戸数は約一万棟、孤立救助者数は約四千人となる等、甚大な被害が発生したことを踏まえ、平成27年12月11日に「水防災意識社会再構築ビジョン」が策定された。



平成28年7月6日 木曽川下流水防災協議会 設立

※本会議は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9及び第15条の10に基づく大規模氾濫減災協議会である

目的（規約第2条）

- ・関係市町村や県が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフトを一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行い「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

実施事項（規約第5条）

- 1) 現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- 2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「木曽三川下流部の取組方針」の作成
- 3) 「木曽三川下流部の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
- 4) その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく木曽三川下流部の取組方針について

本協議会では、水防災に関する現状及び課題を踏まえ、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動等を実施するために、**令和7年**までに各構成機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項について検討を進め、今般、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく木曽三川下流部の取組方針」としてとりまとめたものである。

このような推進体制のもと、平成28年度から令和2年度までの取組進捗を踏まえ、令和3年度から令和7年度までの主な取組についての骨子は以下のとおりである。

- ① 洪水・高潮による人的被害の軽減に向けた避難行動（広域避難含む）のための取組を進めていく。
- ② 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組を進めていく。
- ③ 洪水・高潮による社会経済被害の軽減のための迅速な水防・排水活動の取組を進めていく。
- ④ 河川管理者によるハード対策（洪水氾濫を未然に防ぐ対策、危機管理型ハード対策、その他防災・減災に備えるハード対策）を進めていく。

・各構成機関は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に開催する協議会において、対策の進捗状況の共有や、必要に応じて本取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識を高めていくこととしている。

※なお本取組方針は、本協議会規約第 5 条に基づき作成したものである。

令和3年8月31日 木曽川下流部の取組方針を策定

減災のための目標

防災訓練や防災教育の実施、住民一人一人の避難行動の認識の徹底、被災者、企業の早期生活再建を支援するためのライフラインの早期復旧などについても検討を実施する。

令和7年度までに、木曽三川下流部の大規模な水害に対し、これまで以上に管内の自治体と連携し、「住民の防災意識の向上」、「人的被害・社会経済被害の最小化」、「**逃げ遅れによる人的被害ゼロの実現**」を目指すものとする。

5年間（令和7年まで）で達成すべき目標

木曽三川下流部の大規模な水害に対し、これまで以上に管内の自治体等と連携し、「住民の防災意識の向上」、「人的被害・社会経済被害の最小化」、「**逃げ遅れによる人的被害ゼロの実現**」を目指す。

※大規模な水害 : 想定し得る最大規模の降雨に伴う高潮・洪水による氾濫被害

※人的被害の最小化 : 大規模な水害が発生した際の人的被害を少しでも軽減

※社会経済被害の最小化 : 大規模な水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態

○上記目標達成に向けた3本柱の目標

- 1) 洪水・高潮による人的被害の軽減に向けた避難行動（広域避難含む）のための取組
- 2) 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組
- 3) 洪水・高潮による社会経済被害の軽減のための迅速な水防・排水活動の取組

○今後5年間で河川管理者が実施するハード対策

洪水氾濫を未然に防ぐ対策、危機管理型ハード対策、その他防災・減災に備えるハード対策

(2) 木曽川下流水防災協議会の経緯

- 水防災協議会は、H27における水ビジョン(鬼怒川決壊の反省点)等を踏まえ、全国で画一的に創設されてきた経緯がある。平成28年に取組方針を策定、令和3年には令和2年度までの取組進捗を踏まえ、令和7年度までの取組方針を策定した。これまで参加市町とともに設定した取組項目をもとに取り組んできている。

これまでの経緯・今後の予定

平成27年9月 関東・東北豪雨災害(鬼怒川の洪水氾濫)

平成27年12月 社会資本整備審議会答申

「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える必要がある。

平成27年12月 水防災意識社会再構築ビジョン

H28.7.6

第1回木曽川下流水防災協議会

- ・協議会設立

H28.10.18

第2回木曽川下流水防災協議会

- ・取組方針の策定

■緊急行動計画(平成29年6月20日)

平成28年8月、台風10号等の一連の台風による豪雨災害(中小河川の氾濫)を受けて、とりまとめられた委員会の答申(H29.1)を踏まえ、水防法改正に基づく協議会の設置、水害対応タイムラインの作成促進、要配慮者利用施設における避難体制構築への支援、水害危険性の周知促進、防災教育の促進等の32項目をとりまとめた。

※H29.12.1 中小河川等治水対策プロジェクトを設立し33項目に追加修正

H30.6.9

第4回木曽川下流水防災協議会

- ・本協議会で規約の改正が行われ、本協議会を水防法第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会として位置づけ

平成30年7月豪雨

■緊急行動計画の改定(平成31年1月29日)

平成30年7月豪雨を受けて、とりまとめられた委員会の答申(H30.12)を踏まえ、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組をさらに充実し加速するため、多くの主体の事前の備えと連携の強化の観点等より、2020年(令和2年)度目途に取り組むべき緊急行動計画を54項目に拡充。

令和元年10月 東日本台風

令和2年7月 社会資本整備審議会答申

近年の水災害による甚大な被害を受けて、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、**流域治水への転換**を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指す。

R3.8.31

第9回木曽川下流水防災協議会

- ・5 年 (R3～R7) の取組方針を設定

令和5年4月

・激甚化・頻発化する水災害から命を守り、被害を最小化するためには、**住民や企業等が自らの水害リスクを認識し、自分事として捉え、主体的に行動することに加え、さらに視野を広げて、流域全体の被害や水災害対策の全体像を認識し、自らの行動を深化**させることで、流域治水の取り組みを推進していく必要があります。

・このため国土交通省では、令和5年4月に「水害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす流域治水の自分事化検討会」を設置

R6.6.27

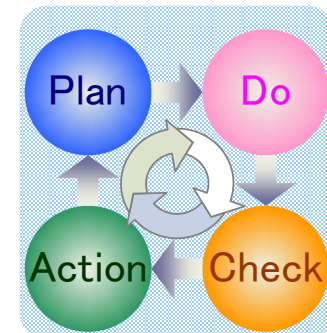
第10回木曽川下流水防災協議会

「木曽三川下流部の取組方針」 令和6年度までのフォローアップ

- ①令和6年度の取組結果のフォローアップ
- ②木曽川下流水防災協議会における課題等を踏まえた情報提供
取組方針 3本柱
 - 1) 洪水・高潮による人的被害の軽減に向けた避難行動のための取組
 - 2) 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組
 - 3) 洪水・高潮による社会経済被害の軽減のための迅速な水防・排水活動の取組

(1) フォローアップ実施の背景

○継続的なPDCAサイクルを通して、令和3年度に設定した取組項目のフォローアップを行うため、令和7年3月に下記のアンケート調査様式をもとに取組項目の進捗状況について確認した。



項目	内容
対象	水防災協議会 構成機関（市町村、気象台、水資源機構）
内容	「概ね5年間で実施する取組」の取組状況、実施における課題
実施期間	令和7年3月11日～令和7年3月28日

＜ 表1 アンケート調査様式1
各機関の取組実施状況 ＞

※各機関からの回答は
参考資料-5に掲載

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（概ね5年間で実施する取組の状況）									
1) 洪水・高潮による人的被害の軽減に向けた避難行動のための取組									
事項	項目	内容	区分		概ね5年間で実施する取組				
			関係		取組状況 (R06)	取組状況 (R06)	取組状況 (R06)	取組状況 (R06)	取組状況 (R06)
情報伝達・避難計画等に関する事項	河川水位等の情報提供等	洪水予報の提供 ・発表している内容や用語等の情報が分かりにくい ・公開した洪水予報に関する情報を住民が入手していない ・洪水予報の意味や洪水予報を踏まえ対応すべきことに 対し、住民の理解の向上が必要 ・洪水時のダム操作など防災施設の機能等について住民 の理解が必要	1-A	一般住民を対象とした「施設員 学会」を開催し、長良川河口 道の目的や操作について説明。	水防計画に洪水予報を位置 付け ⇒ R2年度版あり	水防計画に洪水予報位置 づけ済 R6.3月にハザードマップを全 戸配布して理解向上を図 る。⇒ R5.3配布済み	出前講座や職員防災教育 などで職員、住民に周知し 早めの避難の促進に役立 ていく。	出前講座や市広報紙で啓 発していく。	・水防計画に洪水予報を位置 付け、ハザードマップの作 成 ・広報紙等による周知
	ホットラインの実施	・ホットラインにおける報告内容に関する事前調査が不十分 ・ホットラインの訓練が未実施	1-B		ホットラインの位置付けにつ いて首長を含む役所内に関 知	・関係組織連絡先を「災害 対策本部必修」に載せてある。 ・台風時関係組織より情報 提供あり	ホットラインについて首長に 周知	ホットラインについて首長に 周知	ホットラインについて、首長・ 関係管理職に周知 ⇒年度当初に関係者に周 知
	タイムラインの策定	・作成したタイムラインの運用として、訓練や演習の抽出な どが未実施	1-C		・H26.5に本曾川下流河川事 務所との間でタイムラインを策 定 令和3年度に県名市郡風水害 用タイムラインを作成 令和4年度にタイムライン運用 訓練を実施 令和6年度に改訂予定	本曾川下流河川事務所との 間でタイムライン策定済 (H26段階)	本曾川下流河川事務所との 間でタイムライン策定済 (H26段階)	H26年5月に本曾川下流河 川事務所との間でタイムライ ン策定済	・本曾川下流河川事務所と の間にタイムライン策定済 ・本曾町町民タイムラインの作 成済(R1) R1に作成したタイムラインを 活用した訓練を毎年行う

＜ 表2 アンケート調査様式2
実施における課題 ＞

【依頼事項】 今後、各取組内容の進捗を図っていくために、実施できていない取組内容について、取組項目ごとで実施における課題等があれば、記載いただきたいです。		
記載例) ・人員・予算の不足 ・関係機関との調整に時間を要している。 ・住民の防災意識の地域差が大きく、訓練参加者を募っても応募が少ない 等		
1) 洪水・高潮による人的被害の軽減に向けた避難行動のための取組		
事項	項目	内容
情報伝達・避難計画等に関する事項	河川水位等の情報提供等	各市町で必要な河川の情報の選択や、その情報を分析し活用する方法
	避難勧告等の発令	市民への周知時期
	広域避難	西尾張市町村の災害対応に関する相互応援協定による受入れ先との訓練の充実

(2) 各機関の取組項目の進捗状況

- 継続的なフォローアップを行うため、令和6年度までの各機関の取組状況を整理した。
- 多くの取組が進捗している状況で、「地域BCP」「洪水氾濫を未然に防ぐ対策の実施」「危機管理型ハード対策の実施」の実施機関数が少ない(20%以下)。また、「防災業務無線、広報車、避難に用いるバスの整備・確保状況」の実施機関数も少ない(40%以下)。
- 次頁以降に、各機関がR6年度に実施した内容・R7年度以降に実施予定の取組について記載する。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画		区分	令和6年度までに実施または着手済み機関 ※()は前年の値	取組機関数 (県・木曽川下流河川事務所を除く)
主な取組項目	令和7年度までの具体的な取組内容			
1. 洪水・高潮による人的被害の軽減に向けた避難行動のための取組				
(1)情報伝達・避難計画等に関する事項				
①河川水位等の情報提供等	・洪水予報の提供	1-A	11 (10)	11
	・ホットラインの実施	1-B	11 (11)	11
	・タイムラインの策定	1-C	8 (8)	8
②避難勧告等の発令	・避難勧告等の発令	1-D	7 (7)	8
		1-E	9 (9)	9
③広域避難	・避難場所の指定状況	1-F	7 (5)	9
	・大規模台風による高潮・洪水からの広域避難を実現するための取組	1-G	7 (6)	9
	・避難誘導の主体	1-H	7 (7)	8
(2)避難に資する整備等に関する事項				
①避難に資する設備等の整備	・防災業務無線、広報車、避難に用いるバスの整備・確保状況	1-I	3 (3)	9
	・避難に関する協定締結	1-J	6 (4)	9
	・避難に資する設備等の整備状況	1-K	8 (8)	8
2. 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組				
(1)住民等への周知・教育・訓練に関する事項				
①想定される浸水リスクの周知	・浸水想定区域図、洪水、高潮ハザードマップの公表	2-A	11 (11)	11
②住民等への情報伝達	・住民等への情報提供	2-B	6 (5)	9
	・CCTVカメラ映像の提供	2-C	8 (8)	9
③避難に関する教育、訓練	・避難に関する広報	2-D	6 (4)	9
	・避難に関する教育	2-E	11 (11)	11
		2-F	8 (6)	9
		2-G	8 (8)	8
	・避難に関する訓練			

取組対象機関数に対する実施または着手済の取組機関数 (%)

■ : ~20% ■ : ~40% ■ : ~60% ■ : ~80% ■ : ~100%

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画		区分	令和6年度までに実施または着手済み機関 ※()は前年の値		取組機関数 (県・木曽川下流河川事務所を除く)
主な取組項目	令和7年度までの具体的な取組内容				
3. 洪水・高潮による社会経済被害の軽減のための迅速な水防・排水活動の取組					
①水防活動・水防体制に関する事項					
①河川水位等の情報提供等	・水防警報の提供	3-A	8 (8)		11
②水防活動の実施体制	・水防活動の実施者	3-B	8 (8)		8
③水防資機材の整備状況	・水防資機材の備蓄状況	3-C	9 (9)		9
④重要水防箇所の公表等	・重要水防箇所の公表及び重要水防箇所合同 巡視の実施	3-D	8 (8)		8
②市町村庁舎の水害時における対応に関する事項					
①市町村庁舎の浸水対策	・市町村庁舎の浸水対策の実施状況	3-E	8 (8)		8
③氾濫水の排水に関する事項					
①排水設備の操作・運用	・排水設備の操作・運用状況	4-A	8 (8)		8
②災害対策車両等の操作・運用	・災害対策車両等の操作・運用状況	4-B	-		0
③排水計画	・排水計画の策定状況	4-C	-		0
④地域BCP	・地域BCPの策定状況	4-D	1 (0)		9
4. 河川管理者によるハード対策（洪水氾濫を未然に防ぐ対策、危機管理型ハード対策、その他防災・減災に備えるハード対策）					
①河川整備に関する事項					
①洪水氾濫を未然に防ぐ対策の実施	・洪水氾濫を未然に防ぐ対策の実施状況	5-A	0 (0)		8
②危機管理型ハード対策の実施	・危機管理型ハード対策の実施状況	5-B	1 (1)		8
②その他防災・減災に資する整備に関する事項					
①防災拠点等の整備	・防災拠点の整備・重要施設等の保全対策実施状況	5-C	6 (6)		8
	・防災活動拠点のルール作り		6 (6)		8
②適切な土地利用の促進及び、災害情報の共有	・適切な土地利用の促進のためのルールや地域計画等の策定状況	5-D	4 (3)		8

○地域BCPに関する情報提供

・今後取組を実施するにあたって、庄内川河川事務所で行った水害BCP策定セミナーの資料や支援ツール等が以下にございます。参考としてご活用いただき作成をお願いします。 <https://www.cbr.mlit.go.jp/shonai/bcpseminar/>

【津島市】の取組事例

令和6年度

- ・津島市地区防災訓練（西小学校区・南小学校区）
（2-G）
小学校、自主防災会と連携し防災訓練を実施した。

テント設営訓練

シェイクアウト訓練



- ・津島市防災講演会を実施（2-D, 2-F）

名古屋大学の特任准教授をお招きし、誰もが安心して過ごせる避難所づくりについて市民に向けて講演をしていただいた。

講演会様子 1

講演会様子 2



令和7年度以降

- ・ハザードマップ・デジタルハザードマップの整備
（2-A）

R2年度に作成したハザードマップを新たに更新し、全戸配布予定。また、市民に公開するデジタルハザードマップを整備予定。

- ・防災行政無線の整備（1-I）

海部地域7自治体と共同で開局したFM放送局（エフエムななみ）を活用した緊急割込放送の整備、条件によってラジオを無償提供予定。

- ・飲料水兼用耐震性貯水槽の設置（1-K）

大規模災害時に備え、飲料水兼用耐震性貯水槽を2つの小学区に設置。令和7年度には、市内全小学校区に配備完了予定。

耐震性貯水槽

給水実演



【木曽岬町】の取組事例

令和6年度

◆避難所運営訓練の実施（2-E）

2月9日（日）に各地区役員が避難所単位に分かれて、実際の間取り図を使用した避難所運営訓練（HUG）を実施した。



◆避難訓練の実施

（1-H, 2-E, 2-G）

3月2日（日）に、全町民を対象とした指定緊急避難場所への避難訓練と消防団による避難誘導訓練を実施した。



◆飛行場外離着陸場の確保

（1-K）

令和5年度に指定緊急避難場所に指定したESR弥富木曽岬DCの駐車場を飛行場外離着陸場として確保した。



◆防災行政無線（同報系）機器設備の拡張・長寿命化（1-I）

長寿命化計画に基づき、防災行政無線の親局の無線送受信装置及び子局の屋外拡声子局装置、高性能設備スピーカ（4箇所）の更新を行った。

長寿命化計画：令和5年度～令和10年度

令和7年度以降

◆備蓄物資の充実【継続】（1-K）

県の備蓄・調達基本方針では、発災から2日間は町が公的備蓄による供給を担うとされているが、能登半島地震を受けて、調達目標数を3日分に見直し、備蓄物資の充実を図る。

◆防災対策事業補助金の推進【継続】（1-K）

家庭で備える防災用品購入への補助としての「防災対策事業補助金」を推進し、近年の防災対策の動向を踏まえた停電や感染症、在宅避難、車中泊等についても対策を講じてもらうことで、自助の強化を図る。

補助対象品目の拡充（19品目）

補助限度額の見直し（1世帯1人につき5千円）

◆防災フェア・防災訓練【継続】（2-E, 2-G）

防災フェア：関係機関が参加するイベントを通じて、住民の自助共助の意識向上を図る。

防災訓練：住民に自助、共助及び自主防災組織の重要性を理解してもらうことで、地域の防災力の向上を図る。



◆衛星携帯電話の配備【新規】（1-A）

災害時における通信手段の確保として衛星携帯電話を配備し、災害時の情報収集・伝達体制の強化を図る。

【愛西市】の取組事例

令和6年度

・愛知県・愛西市津波地震防災訓練（2-D, 2-G）

県立杏和高等学校屋内運動場における
避難所開設・広域避難者の受入等の訓練



実施場所：佐屋小学校、佐屋中学校他

実施日：令和6年11月17日（日）

主催：愛知県、愛西市

訓練テーマ

「地域防災力強化 ～津波から命を守ろう～」

主な訓練

- ・津波からの避難訓練
- ・ゼロメートル地帯広域防災活動拠点を活用した広域避難訓練
- ・避難所開設運営訓練
- ・物資搬送・仕分け訓練
- ・倒壊家屋等救助訓練
- ・応急救護所開設運営訓練
- ・要配慮者支援避難訓練

令和7年度以降

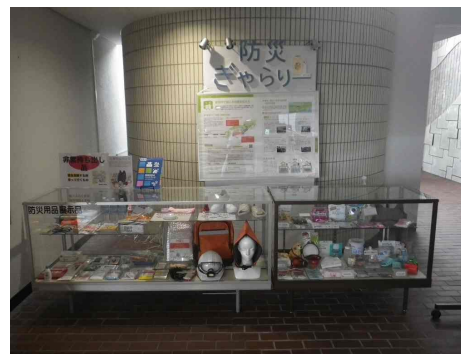
・あいさい市民防災講演会（1-A, 2-E）



令和5年度の後援会の様子

実施場所：未定
実施日：未定
参加者：市民
講師：未定

・防災ギャラリー（2-E）



愛西市防災・減災の会と共同して、3か月に一度、年4回テーマを変え、防災ギャラリーの展示を行います。

【海津市】の取組事例

令和6年度

・クラウド型被災者支援システムを活用した防災訓練の実施（1-H）

令和6年3月に導入したクラウド型被災者支援システムを使い、避難所開設訓練を実施。マイナンバーカードをスキャンし、4桁の暗証番号を入力することで避難所受付が完了するため、混雑の緩和が期待できる。



・避難所用備品（トイレ）の整備（1-K）

災害時における避難所でのトイレ環境の向上を図るため、携帯トイレ、簡易トイレ（組立型自動ラップ式簡易トイレ）を、想定避難者数に対応できるよう整備した。



令和7年度

・防災行政無線のスピーカーの更新（継続）（1-K）

災害時等に防災行政無線の放送をより鮮明に聞こえやすくするため、市内全子局の防災行政無線のスピーカーを高性能スピーカーに更新する。



・防災講話・防災訓練の実施（2-E, 2-G）

自治会、市民団体等を対象に防災講話、防災訓練（避難所開設訓練）等を実施し、市民の防災意識の向上を図る。





令和6年度

・ 広域避難に向けた取組 (1-G, 1-J)

- ・ 西尾張14市町村の取り決めに従って、カウンターパートとの交流を開始

・ 他機関等との連携、水防演習への参加 (3-B, 3-D)

- ・ 令和6年6月2日 海部地方総合防災訓練に参加した。

・ 蟹江町総合防災訓練 (R6. 9. 1 中止) (1-H, 2-D, 2-E, 2-F)

- ・ 台風のため中止としたが、緊急避難及び避難所開設訓練の事前訓練・説明会を全町内会に対して、10箇所の訓練会場において実施し、成果は得られた。

・ 防災学習会・防災訓練等の支援 (1-A, 2-D, 2-E, 2-F)

- ・ 年度を通じて小学校、町内会、各種団体等の防災学習会、防災訓練等を支援、座学のみならず、フィールドワーク、実習等を取り入れて災害対応能力の向上を図った。

須西小学校3年生防災授業支援
シェイクアウト訓練 R6. 5. 24



連携交流に向けた打合せ
R6. 11. 21



在日外国人に対する防災
学習支援 R6. 9. 22



令和7年度以降

・ 他機関等との連携、水防演習への参加 (3-B, 3-D)

- ・ 令和7年6月1日 海部地方総合防災訓練に参加予定

・ 広域避難に向けての準備 (1-G, 1-J)

- ・ 西尾張14市町村の取り決めに従って、カウンターパートとの交流を促進し、広域避難に向けて具体的な計画を策定していく。

・ 蟹江町地域防災訓練の実施 (1-H, 2-D, 2-E, 2-F)

- ・ 各自主防災会（町内会）が主催することにより、組織の活性化、住民の防災意識・能力の向上を図る。
- ・ 併せて職員の災害対策本部活動訓練、消防職員・消防団員による避難誘導・消火訓練指導を計画する。

・ 防災学習会・防災訓練等の支援 (1-A, 2-D, 2-E, 2-F)

- ・ 年度を通じて小学校、町内会、各種団体等の防災学習会、防災訓練等を支援、座学のみならず、フィールドワーク、実習等を取り入れて災害対応能力の向上を図る。
- ・ 訓練・学習会において、災害時のトイレの使用法、トイレ処理剤等についての実習・説明は必ず実施する。
- ・ 避難所開設訓練を積極的に推進し、住民による避難所運営を目指す。

【桑名市】の取組事例

令和6年度

・桑名市消防本部の高台移転（5-C）

現行の桑名市消防本部庁舎付近が津波浸水地域及び高潮浸水区域に指定されていることから、庁舎の高台移転に向けて現在計画・工事を行っています。安全性・耐久性・自律性に優れた施設を整備することで、大規模災害時に重要な活動拠点として十分に機能することや、防災体制の強化を図ります。



・広域避難訓練の実施（2-G）

令和5年度に策定した「桑名市災害時広域避難計画」をもとに、大規模災害時、高台の避難所に浸水想定区域から避難してきた避難者を受け入れるという広域避難訓練を、それぞれの地域の住民が共同で実施します。計画では、高台の地区の住民が避難所を開設し、その後、浸水想定区域から避難してきた住民とともに協力して避難所運営を行うこととしています。



令和7年度以降

・大山田PAスマートIC（仮称）の整備（5-C）

大山田PAは三重県広域受援計画にて自衛隊等の進出拠点となっているものの、直接一般道に接続していないことや、隣接する桑名東IC・桑名ICから防災拠点施設等へのアクセスルートは洪水・高潮・津波の浸水想定区域（災害発生時に通行不能）にありました。スマートICの整備により、災害発生時に機能する避難路・物資輸送路の確保し、防災力の強化を図ります。

【全体の整備効果】

- ・財政基盤の確立（企業誘致の促進）
- ・防災力の強化（リダンダンシー確保）
- ・地域の活性化（渋滞緩和）

※ 令和6年9月に新規事業化



・新ハザードマップの作成（2-A）

適切な避難行動に必要な①災害や防災に関する知識を習得する「情報・学習編」、②地域リスクを理解する「ハザードマップ」③避難行動を理解する「行動編」を併せて冊子を作成し、全戸配布を行います。また、多言語に対応した情報・学習編等も作成し、HP等で周知を図ります。

【令和7年度】

「情報・学習編」「行動編」のデータ作成とHPでの周知。

【令和8年度】

「ハザードマップ」の作成

「情報・学習編」「ハザードマップ」「行動編」を併せて印刷、冊子の全戸配布。

令和6年度

・浸水想定区域外への避難訓練（1-F）

災害時の事前避難を円滑に行うため、事前避難対象地域の住民を対象とした浸水想定区域外への広域避難訓練を実施しました。訓練では、避難先施設の確認、避難者の受付、避難所資機材の操作を行いました。



令和7年度以降

・防災講座の実施（1-A）

住民の防災意識の向上のため、津波・浸水害に関する講座を実施予定



・ハザードマップの公表（2-A）

指定河川追加に伴う洪水浸水区域の変更に対応するため、令和7年度中に洪水ハザードマップを更新予定

【飛島村】の取組事例

令和6年度

- ・教育機関や子育て支援機関への
出前講座や避難所見学（2-E, 2-F, 2-G）



伊勢湾台風水害の歴史や村の防災について
飛島学園で複数回講話を実施。

- ・防災訓練の実施（2-G）

令和6年9月1日に村直接管理の避難所を対象とした防災訓練を実施。

令和7年度以降

- ・避難所誘導案内看板の設置（1-K）

令和5年度から引き続き、
雨天・夜間の発災時にも有
用となる視認性の高い発光
型の避難所誘導案内看板を
設置。



- ・ホテル避難体制の周知（1-J）

事前避難としてホテル避難を検討、令和6年度
にホテル業界とも協議。今後は、避難可能な制
度を整備予定。

- ・水防演習の実施（3-B）

令和6年荒天のため中
止となった舟艇訓練を
実施。
消防団を中心に関係機
関と連携予定。



「木曽三川下流部の取組方針」 令和6年度までのフォローアップ

- ①令和6年度の取組結果のフォローアップ
- ②木曽川下流水防災協議会における課題等を踏まえた情報提供
取組方針 3本柱
 - 1) 洪水・高潮による人的被害の軽減に向けた避難行動のための取組
 - 2) 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組
 - 3) 洪水・高潮による社会経済被害の軽減のための迅速な水防・排水活動の取組

木曽川下流水防災協議会における課題等を踏まえた情報提供

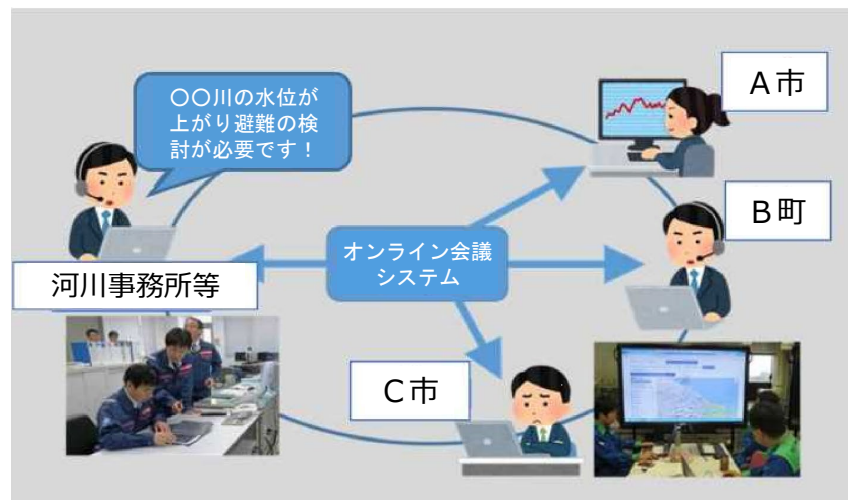
- 今後さらに取組を実施していくにあたり、フォローアップにて各機関よりいただいた課題等を踏まえて、取組方針3本柱に関連する情報を次頁以降で紹介する。

取組方針 3本柱	関連する提供情報	情報提供の目的及び概要
1) 洪水・高潮による人的被害の軽減に向けた避難行動のための取組	- 流域タイムライン【⇒p.18】 - 洪水予報文【⇒参考資料-2】 - 内外水統合版の水害リスクマップ【⇒参考資料-3】 - 川の防災情報【⇒参考資料-4】	- フォローアップにて、「タイムラインが複数存在すること」が課題として挙げたため、広域避難PJや市町村のタイムラインと連携した「流域タイムライン」について情報提供を行う。 「洪水予報文」を図表等を用いた分かりやすい表現に変更したため、周知する。 - 今後、内外水統合版の水害リスクマップを公表予定であるため、共有を行う。また、河川水位や河川の様子等の情報を入手できる「川の防災情報」が機能改良を行ったため、周知する。
2) 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組	- 住民防災意識調査結果・有効な取組【⇒p.22】 - 木曽川下流河川事務所による取組内容【⇒p.27】 (参考) 広域避難に対する住民意識【⇒p.31】	昨年度のフォローアップにて「防災意識の低さ」が課題として挙げたため、これを踏まえ住民防災意識調査を実施した。 今年度のフォローアップでは「住民への周知方法」が課題として挙げられたため、住民防災意識調査の結果を踏まえ、市町村の有効な取組を体系的に整理した。 - 木曽川下流河川事務所の取組を紹介したので、市町村の取組の参考としていただく。
3) 洪水・高潮による社会経済被害の軽減のための迅速な水防・排水活動の取組	- 重要水防箇所の合同巡視【⇒p.33】 - 排水計画の検討【⇒p.34】	- 木曽川下流域の水防活動を円滑に実施するために、各市町村及び消防団の皆様と合同で重要水防箇所の河川巡視を行っているため、周知する。 - 取組方針に位置付けられている排水計画について、排水作業準備計画図面を作成した。計画に記載の内容のうち、災害時に発生する調整事項について、今後、意見照会を行う。

- 「WEB会議ツール」や「流域タイムライン」を活用・導入することにより、流域市町村等への河川・気象情報の伝達や危機感の共有を円滑化し、的確な避難情報の発令など市町村等の防災業務の支援充実化を図る。

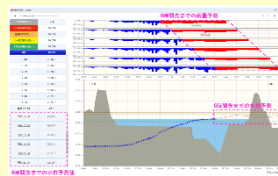
<WEB共有ツールによる危機感の共有>

WEB会議ツールによる危機感の共有イメージ



危機感共有の内容 (例)

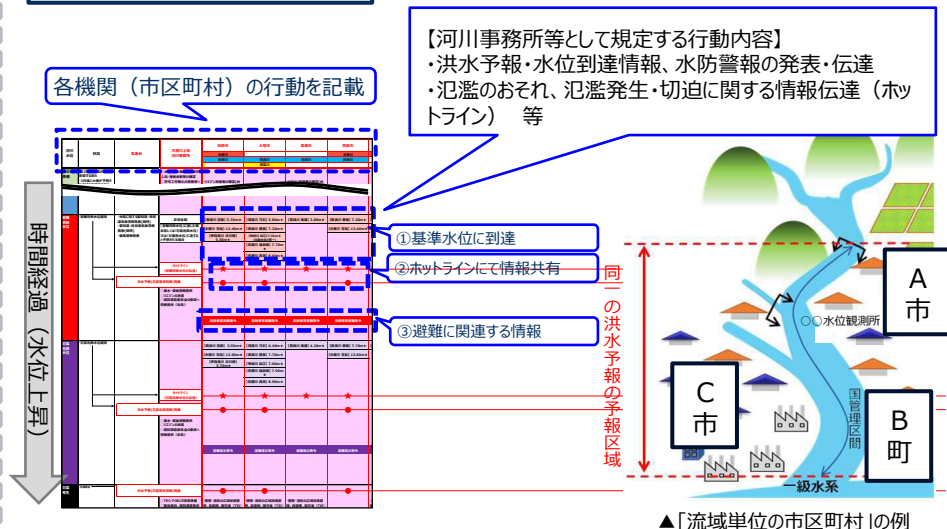
- ① 現在の水位状況
- ② 水位変化と今後の見込み
- ③ 想定危険箇所と想定被害
(危険箇所調書や浸水想定区域範囲や地盤高等)
- ④ 過去の出水事例
(類似事例があれば、当時の水位・降雨、被災状況)
- ⑤ 上下流の状況
(ダム放流状況、今後の見込み、排水機場や排水ポンプ車等の災害対策車両に関する情報) など



▲水害リスクライン

<流域タイムラインによる防災行動の共有>

流域タイムラインのイメージ



▲「流域単位の市区町村」の例

水害対応タイムラインの種類

タイムライン	領域	目的	法定計画(作成主体)
流域タイムライン	流域	流域単位の市区町村を対象として、河川事務所等の防災行動を確認	国土交通省防災業務計画等(地方整備局等、事務所等)
市区町村タイムライン	市区町村	市区町村が自ら発令する避難情報などのタイミングの明確化	地域防災計画(市区町村)
コミュニティタイムライン	地区	自治会や自主防災組織などの行動の明確化	地区防災計画(自治会、自主防災組織)
マイタイムライン	個人、事業者等	個人や事業者等の行動の明確化	避難確保計画(要配慮者利用施設) 個別避難計画(要配慮者)

流域タイムラインとは

- ・ 流域タイムラインは、河川事務所等が、その管理する河川の流域を対象に、河川・気象情報を基に発表する洪水予報など、自らの基本的な防災行動を確認するとともに、災害後の振り返りに用いることを目的とするもの。

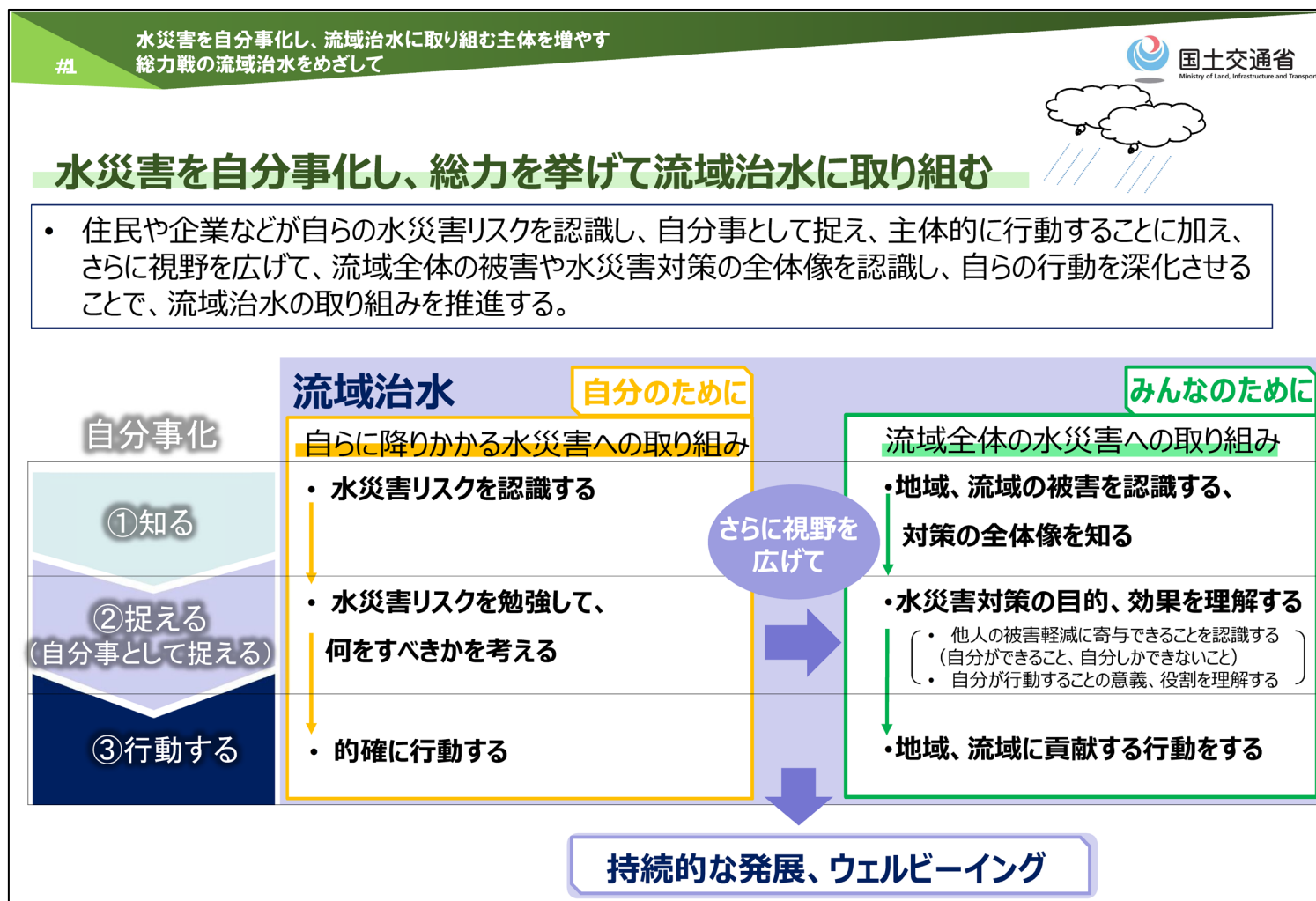
流域タイムラインの作成・活用の推進について 事務連絡 (R4. 3. 17)

- ・ 災害対策基本法第36条第1項の規定により定めた国土交通省防災業務計画（令和3年10月）において、「避難情報に着目した水害タイムラインを複数市区町村を対象とした流域タイムラインに見直す」とされた。
- ・ 流域タイムラインと市町タイムライン、世帯や地区ごとに作成されるタイムラインなどが、階層的かつ相互に連携し、作成・活用されることが重要。

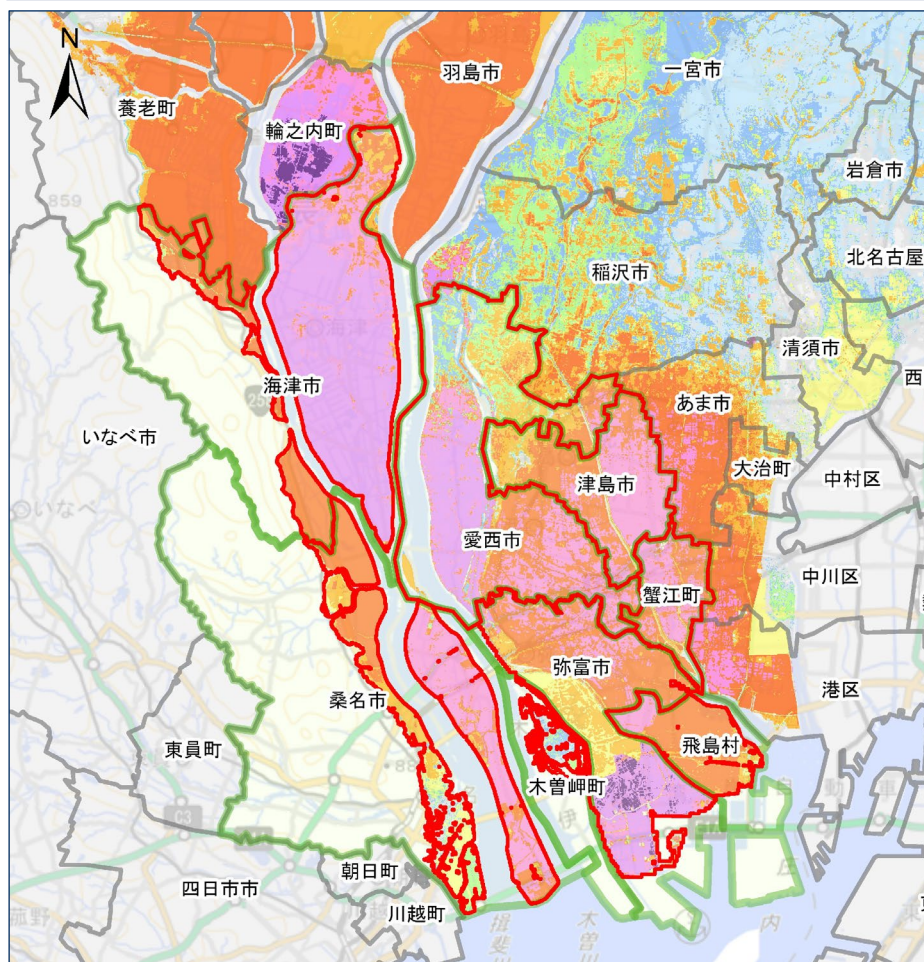
台風 予報	河川水位	トリガーとなる情報		流域警報	気象台	木曽川下流 河川事務所	国道事務所	県		市町村		県警	水機構
		尾張大橋・伊勢大橋 (以下、尾張大橋)	広域避難PJ	高潮 洪水				総務危機管理	施設管理	総務危機管理	施設管理		
120h	凡例 赤字：国の情報発出にかかわらず実施される内容 赤字：広域避難・県員・TNT関係の事項 青字：尾張大橋伊勢大橋関連事項												
					・3～5日以内に伊勢湾台風級の台風が紀伊半島～三重県北部に上陸する予測など、大雨・高潮災害の恐れ ・台風や大雨に関する県気象情報の提供。台風・大雨説明会の開催検討	・水文・排水機場の体制確認 ・許可工作物安全確認 ・資機材の確保 ・工事業者、委託業者、職員の連絡体制の確認 ・大雨の場合は上流・局との体制確認		【県員TL】県員タイムラインStage2 【県員TL】避難輸送体制と一時避難施設の準備	・直轄河川区域内 ・占用物件・兼用工作物安全確認 ・兼用道路アンダーパス通行規制検討	【県員TL】県員タイムラインStage2 【県員TL】避難輸送体制と一時避難施設の準備	・委託水門・排水機場操作員の体制確認 ・資機材確認 ・危険箇所点検 ・水防団・体制確認 ・直轄河川区域内占用物件・兼用工作物安全確認 ・兼用道路アンダーパス通行規制検討	【県員TL】パトロールの実施 ・兼用道路アンダーパス通行規制検討	
	※国道事務所対象外→		・特に、5日間予報：広域避難PJ：自主広域避難の呼びかけ発表に関する協議 召集基準到達の場合		・木曽川下流河川事務所と情報共有、広域PJ協議召集基準到達確認	・流域タイムライン発動 ・気象台、広域避難PJ市町村と情報共有 ・広域避難PJ：自主広域避難の呼びかけ発表に関する協議を検討				・気象台、木曽下流と情報共有 ・広域避難PJ：自主広域避難の呼びかけ発表に関する協議を検討			
					【高潮】河川情報に関する説明会(WEB会議ツールを用いた危機感共有) 協議招集条件充足時に実施								
72h			・自主的広域避難協議の実施		・協議の実施について広報周知	・協議の実施について広報周知				・協議の実施について広報周知			
			・5日間予報：広域避難PJ：自主広域避難の呼びかけ発表に関する協議(72-48h)召集基準到達かつ協議未実施		・木曽川下流河川事務所と情報共有、広域PJ協議召集基準到達確認	・流域タイムライン発動 ・気象台、広域避難PJ市町村と情報共有 ・広域避難PJ：自主広域避難の呼びかけ発表に関する協議を検討 ・協議の実施について広報周知 ・事務所内準備体制1				・気象台、木曽下流と情報共有 ・広域避難PJ：自主広域避難の呼びかけ発表に関する協議を検討 ・協議の実施について広報周知			
			・自主的広域避難協議の実施										
			・5日間予報：広域避難PJ：自主広域避難の呼びかけ発表基準到達		・木曽川下流河川事務所と情報共有、広域PJ発表基準到達確認	・気象台、広域避難PJ市町村と情報共有 ・広域避難PJ：自主広域避難の呼びかけ発表の意旨を取る				・気象台、木曽下流と情報共有 ・広域避難PJ：自主広域避難の呼びかけ発表の意旨			
			・自主広域避難の呼びかけ発表			・呼びかけ発表について広報周知 ・尾張大橋タイムライン発動検討	・尾張大橋タイムライン発動検討	【県員TL】県員タイムラインStage3 【県員TL】広報周知、一時避難施設開設	・尾張大橋タイムライン発動検討	【県員TL】県員タイムラインStage3 【県員TL】広報周知、一時避難施設開設	・尾張大橋タイムライン発動検討	・尾張大橋タイムライン発動検討	
	※国道事務所対象外→				・台風説明会の実施 ・大雨の早期注意情報の発表 ・自治体や木曽下流、水機構と情報共有	・気象台と情報共有		・気象台と情報共有 ・各県における条件に基づき体制の設置		・気象台と情報共有 ・(避難情報着目型TLの運行)各市町村における条件に基づき体制の設置		・気象台と情報共有	
					【大雨】河川情報に関する説明会(WEB会議ツールを用いた危機感共有)(木曽川上流と合同実施)(必要に応じて実施)								
48h													
			・尾張大橋タイムライン発動条件を満たす ・尾張大橋タイムライン発動 ・下流より尾張大橋：水防活動準備の連絡を発出			・尾張大橋タイムライン発動 ・道路・河川・水防管理者協議→水防活動準備の連絡を発出	・道路・河川・水防管理者協議		・尾張大橋タイムライン発動 ・道路・河川・水防管理者協議(情報共有)		・尾張大橋タイムライン発動 ・道路・河川・水防管理者協議	・尾張大橋タイムライン発動 ・道路・河川・水防管理者協議(情報共有)	
						水防活動準備発出	尾張大橋・伊勢大橋に関する水防準備 及びその情報共有						
			【県員TL】一時避難施設受け入れ開始					【県員TL】県員タイムラインStage4 【県員TL】住民の広域避難実施		【県員TL】県員タイムラインStage4 【県員TL】住民の広域避難実施			
					・高潮注意報発表	・事務所内準備体制2							
24h					・雨量予測、大雨注意報、洪水注意報など洪水発生の可能性が高いと判断できる場合 ・随時情報共有	・避難情報着目型TLを遂行 ・体制要員の確保、事前参集 ・リエゾン準備・派遣		・注意報・警報等に応じて災害警戒体制を設置 ・県立学校の休校・短縮授業等検討 ・リエゾン ・警察・市町村との情報共有	・道路冠水箇所の監視	・注意報・警報等に応じて災害警戒体制を設置 ・市立学校の休校・短縮授業等検討 ・自主避難者の受け入れ場所検討 ・消防団との情報共有	・道路冠水箇所の監視	・県・市町村・気象台と情報共有	
					高潮警報								
					高潮特別警報	・河川・道路・水防管理者協議の実施→水防活動実施、国道1号・中堤道路、堤防道路通行止め指示	・河川・道路・水防管理者協議の実施	【県員TL】県員タイムラインStage5 職員の水害箇所から撤収・避難	・道路・河川・水防管理者協議(情報共有)	【県員TL】県員タイムラインStage5 職員の水害箇所から撤収・避難	・河川・道路・水防管理者協議の実施 ・【県員消防】浸水箇所最後の避難呼びかけ	・道路・河川・水防管理者協議(情報共有) ・【県警警報】浸水箇所最後の避難呼びかけ	
12h													

台風 予測	河川水位	トリガーとなる情報		流域警戒str		気象台	木曽川下流 河川事務所	国道事務所	県		市町村		県警	水機構	
		尾張大橋・伊勢大橋 (以下、尾張大橋)	広域避難PJ	高潮	洪水				総務危機管理	施設管理	総務危機管理	施設管理			
		・水防活動実施 指示、国道1 号・中堤道路・ 堤防道路通行止 め指示		Ⅲ			・天端・中堤通行止め作業実施 ・天端・中堤通行止め周知		・天端・中堤通行 止め作業実施 ・天端・中堤通行 止め周知		・天端・中堤通行 止め作業実施 ・天端・中堤通行 止め周知		・天端・中堤通行 止め作業実施 ・天端・中堤通行 止め周知		
9h		・堤防天端・中 堤通行止め指示				・河川・道路・水防管理者協議の 実施 →国道1号通行止め着手指示	・河川・道路・水防管理者協議の 実施	・道路・河川・水 防管理者協議（情 報共有）	・堤防天端道路への大型土 妻設置開始	・堤防天端道路への大型土 妻設置開始		・道路・河川・水 防管理者協議（情 報共有）	・道路・河川・水 防管理者協議（情 報共有）	・道路・河川・水 防管理者協議（情 報共有）	
		・国道1号通行 止め着手指示					・国道1号通行止め作業実施	国道1号 通行止めの周知						・国道1号通行止 め作業実施	
	・水防団待機水位への上 昇兆候が見られる					・大雨が継続する予想 ・当日直体制	・災害対策支部運営委員の参集 ・注意体制	・災害対策委員の 参集	・災害対策委員の参集 ・水防団への情報共有	・災害対策委員の参集 ・水防団への情報共有		・災害対策委員の参集			
		・国道1号通行 止め作業及び堤 防道路上大型土 妻積み完了 ・橋梁締め切り 準備完了		Ⅲ				橋梁締め切り準備完了 情報共有							
6h												・【桑名・勢富】国道1号 土妻積み開始			
	・水防団待機水位到達					・状況の監視	・状況の監視	・状況の監視		・水防団への待機指示					
4h		・橋梁締め切り 完了		Ⅳ				尾張大橋・伊勢大橋 作業場所からの撤収							
	・氾濫注意水位到達					・警戒体制									
						氾濫注意情報の共同発表		氾濫注意情報の受信							
						・水防警報の発表 ・施設の巡視			・水防警報の受報 ・一時避難場所の開設準 備	・重要水防所重点監視区 間の巡視と、国への状況報 告					
	・巡視にて異常が発見さ れた場合					・ホットラインにて市町村に報告				・ホットラインにて受報、 直ちに対応					
	・出動水位到達					・水防警報の発表 ・非常体制の設置			・水防警報の受報						
	・水防活動が開始された 場合					・水防活動報告受理			・水防活動報告受 理	・水防団出動 ・巡視強化 ・水防活動が必要に応じ開 始。					
	・避難判断水位に到達			Ⅳ		氾濫警戒情報の共同発表		氾濫警戒情報の受信							
						・現況と今後の状況について、 ホットライン	・冠水危険箇所通行規制の実施な ど	・県のルールに 則って警戒を続け る	・国とのホットライン ・避難準備 高齢者等避 難開始情報発令。要配慮 者施設への情報伝達 ・一時避難場所開設 ・随時 防災メールなど で情報発信	・巡視継続。水防団の活動 継続。			・自治体の避難誘 導への協力、先達 危険箇所交通規制 の実施など		
	・氾濫危険水位到達 も しくは、急激な水位上昇 により3時間以内に氾濫 する可能性のある水位に 到達					氾濫危険情報の共同発表		氾濫危険情報の受信							
						・緊急通報メールの発出		・【一部、国が発 出しないことにな っている場合】 緊急通報メールの 発出	・【一部、国が発出 しないことになっ ている場合】緊急 通報メールの発 出	・国とのホットライン ・避難指示の発令 ・緊急安全確保発令準備	・災害対策資機材のオペ レーションを確認 ・派遣 要請 ・巡視継続。水防団の活動 継続。				
	・超過・決壊の情報・通 報が入った場合			Ⅳ		・現況と今後の状況について、 ホットライン		・県のルールに 則って警戒を続け る				・必要に応じて排水 排 水・照明車などの機材・車 両を要請			
	・氾濫が確認された場合					・TEC派遣準備 ・機材・車両を派遣 ・直ちに信息性を確認 CCTV等で 現地確認									
						氾濫発生情報の共同発表		氾濫発生情報の受信							
						・緊急通報メールの発出		・【一部、国が発 出しないことにな っている場合】 緊急通報メールの 発出	・【一部、国が発出 しないことになっ ている場合】緊急 通報メールの発 出						
						・協定業者を動員して緊急復旧を 実施 ・ホットラインにて市町村に報告			・緊急安全確保の発令 ・ホットラインにて市町 村に報告						

- 国土交通省では、令和5年4月に「水害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす流域治水の自分事化検討会」を設置し、普及施策の体系化と行動計画をとりまとめている。
- 流域治水の推進にあたっては、「知る」→「捉える（自分事として捉える）」→「行動する」という段階において、「自分のために」から「みんなのために」とさらに視野を広げていくことが必要とされている。



- 木曽川下流河川事務所では、水害リスクをどの程度「自分事化」できているかについて調査するため、沿川住民を対象に防災意識調査アンケートを実施した。
- 協議会の構成員である5市2町1村を対象とし、洪水浸水想定区域内の住民を対象に実施した。
- 調査手法は、防災に興味がない人も回答することが想定されるwebアンケート形式で実施した。



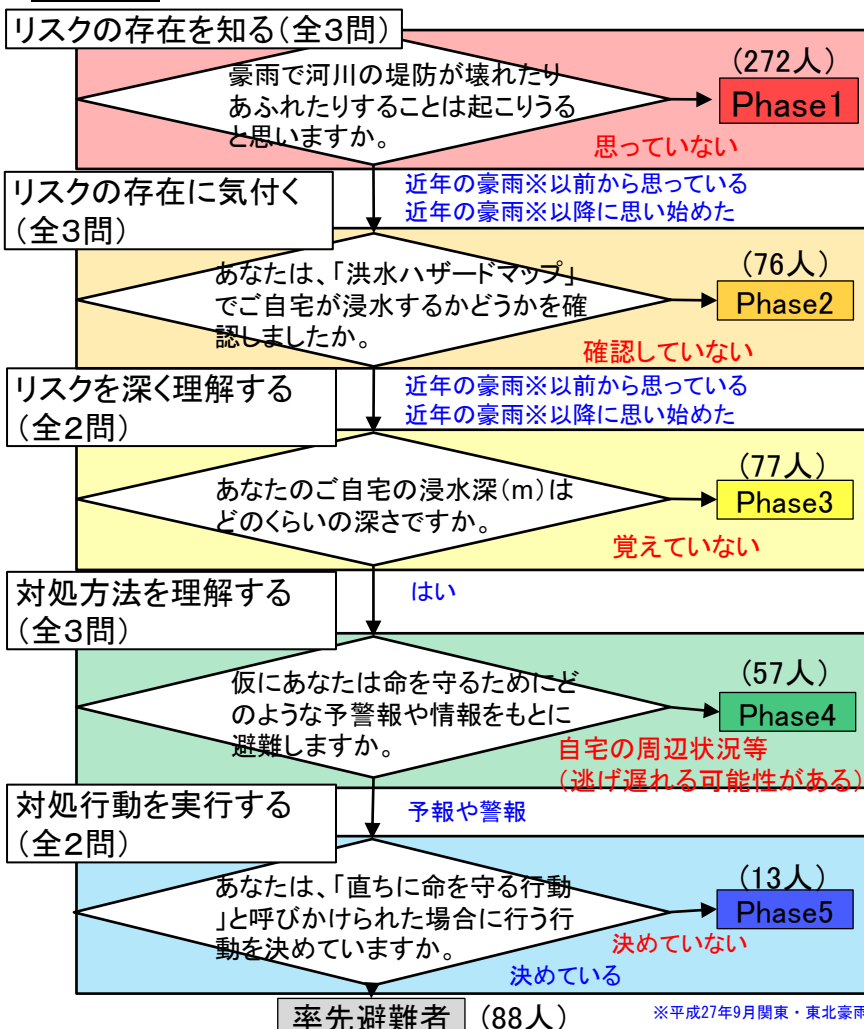
凡例 浸水想定区域図 浸水継続時間（想定最大規模）	
■：浸水深50cm未満（※浸水継続時間設定対象外）	■：アンケート対象区域
■：12時間未満	■：協議会構成員町村
■：12時間～1日未満	■：2日～3日未満
■：1日～2日未満	■：3日～5日未満
■：5日～1週間未満	■：1週間～10日未満
■：2週間以上	■：10日～2週間未満
	■：市町村界

項目	内容
対象市町（）内サンプル数	愛知県：津島市 ¹⁾ (100)、愛西市 ¹⁾ (100)、弥富市 ²⁾ (100)、蟹江町 ¹⁾ (100)、飛島村 ²⁾ (10) 三重県：桑名市 ²⁾ (100)、木曽岬町 ²⁾ (13) 岐阜県：海津市 ²⁾ (100)
サンプル	583サンプル（信頼度95%、精度5%）
調査方法	・ Webアンケート （ポイント等の恩恵があり、防災に興味がない人も回答するため、防災意識の高い住民の回答が多い等の偏りがなく集計ができる）
実施期間	令和7年1月31日～2月10日

- 1)：該当市町村のほぼ全域が浸水範囲となるため、全域を対象に実施
- 2)：該当市町村の一部の範囲での浸水が想定されているため、浸水する郵便番号の地域を対象に調査を実施

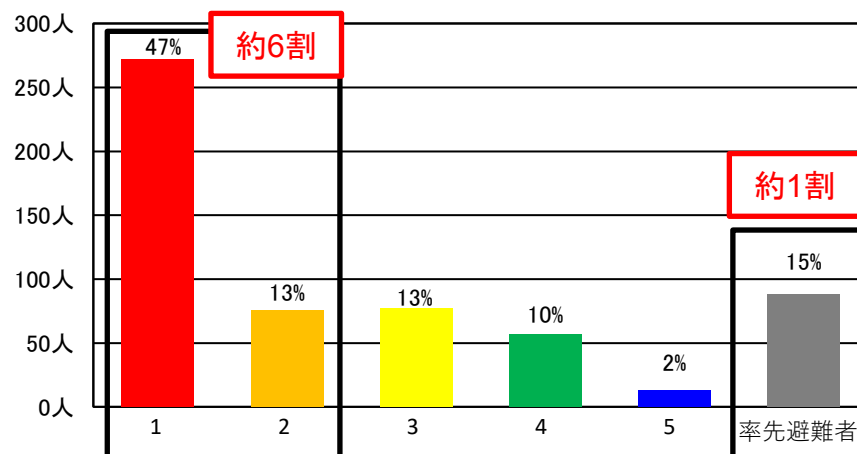
- 今回の防災意識調査アンケートは、住民の防災意識レベル（フェイズ）がどの段階に到達しているかを評価するために、5つのフェイズ区分の概念を軸に評価項目（質問）を設定した。
- 住民(583人)のフェイズ分類の結果、水害リスクの認知に課題があるPhase1・Phase2に分類される住民が約6割を占める一方で、率先避難者に分類される住民も約1割存在していることが確認できた。

■質問例



参考) 住民の防災意識水準に応じた教育プログラム策定手法に関する研究

■フェイズ分類結果 (8市町583人)



- 「率先避難者」が約1割程度存在する一方で、「Phase1」が最も多い。住民の防災意識の底上げには、「Phase1」の減少、「率先避難者」の増加が望ましいと考えられる。
- この状況を踏まえ、取組方針の進捗にあたっては、下記に示す3つの取組を実行することが有効と考えられる。

現時点のPhase分類をもとにした有効な取組

①Phase1に向けて

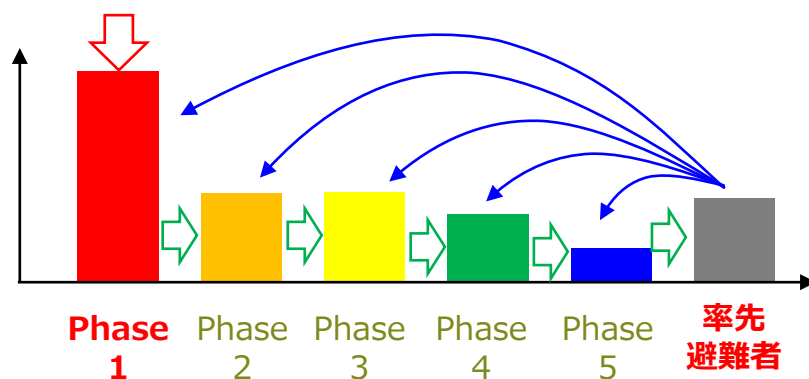
- リスクを認知できていない方に向けて自らのリスクを認知していただくような取組

②各Phaseに向けて

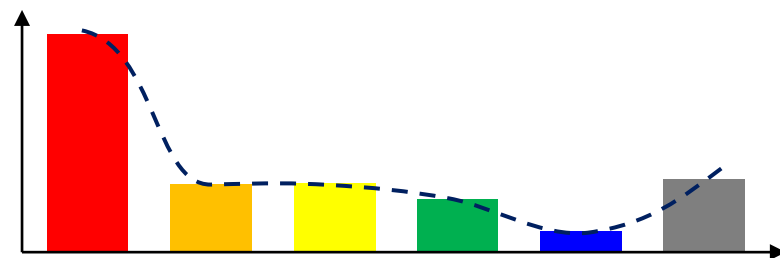
- 各Phaseの人がワンランクアップを行えるような取組

③率先避難者に向けて

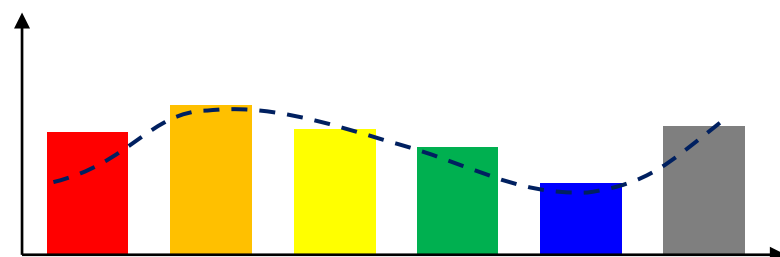
- 約10%の率先避難者が旗振り役となり、全体のPhaseを引き上げるような取組



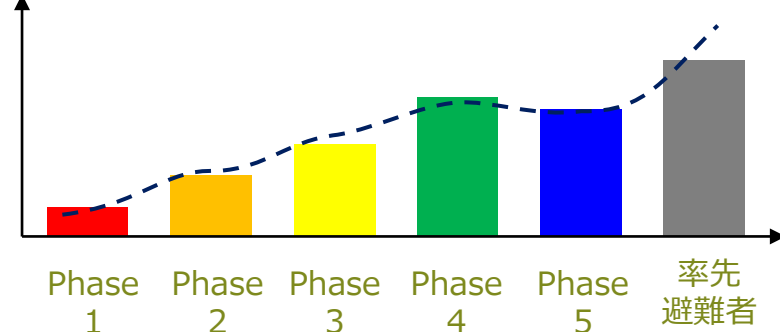
令和6年度



令和●年度



令和●年度



Phase分類の経年変化イメージ

- ・ 前頁「現時点のPhase分類をもとにした有効な取組」に関連する、各市町村・木曽川下流河川事務所の取組を整理した。
- ・ 下表の①②③に該当する取組について、令和7年度以降も引き続き実施するようお願いいたします。
- ・ 木曽川下流河川事務所の取組について、次頁以降で紹介する。

分類	令和6年度の取組	令和7年度以降の取組
①フェイズ1に向けて	○防災に関する出前講座・講演会（2市町村）	○防災に関する出前講座・講演会（1市町村） ○防災イベントの実施（1市町村） ○ハザードマップの整備（3市町村） ○避難所誘導案内看板の設置（1市町村）
②各フェイズに向けて	○防災に関する出前講座・講演会（3市町村・ 木曽下 ） ○防災訓練・避難所運営訓練（8市町村） ○広域避難訓練（3市町村） ○ 地域イベント等における防災啓発（木曽下） ○ 津波・地震防災訓練（木曽下）	○防災に関する出前講座・講演会（4市町村・ 木曽下 ） ○防災イベントの実施（1市町村） ○ハザードマップと防災知識・行動に関わる冊子の配布（1市町村） ○防災に関する展示（1市町村） ○自助強化のための補助金推進（1市町村） ○防災訓練・避難所運営訓練（3市町村） ○水防演習の実施（1市町村） ○防災教育の実施（木曽下）
③率先避難者に向けて	—	○防災会主催の防災訓練（1市町村）

防災意識の向上を目的とした防災啓発

○令和6年7月20日（土）イオンモール桑名にて、桑名市主催にて木曽川下流河川事務所をはじめとする16機関の協力のもと、自らの命は自らが守る社会の構築に向け地域の皆様の防災意識の向上を目的に、「防災フェア in 桑名2024」が開催された。木曽川下流河川事務所では水災害ジオラマの実演やマイ・タイムライン作成体験を実施した。



パネルでマイ・タイムラインの
重要性を認識



高潮のメカニズムを、VR(右)と
ペットボトル(左)で学ぶ



ハザードマップから自宅の
浸水深を調べる



ジオラマで水の怖さを認識

教員研修会・小学校6校・中学校1校で防災教育支援

○木曽川下流河川事務所では「自らの命は自らが守る」社会の構築するための1つの施策として、学校での防災教育の支援に取り組んでいる。

令和6年度は、教員自ら防災講座を実施できるようために、教員研修会などの教員向けの防災講座を実施し、また、管内の6小学校及び1中学校の児童が過去の風水害を学び、自分たちの暮らしている地域を知り、災害に備える大切さを感じることで、防災意識の向上と命を守る行動を学ぶための防災教育の支援を行った。



愛知県社会科教育研究会（教員研修会）



弥富市立 桜小学校（防災講座）

【教員研修会】

- ① R7年 2月 1日（土） 13時35分～14時40分
愛知県社会科教育研究会（海部支部）

【小学校】

- ① R6年 6月 8日（土） 9時30分～10時15分
弥富市立桜小学校（5年生＋保護者）
- ② R6年 6月19日（水） 9時35分～10時20分
愛西市立立田北部小学校（4～6年生）
- ③ R6年 6月22日（土） 9時50分～10時30分
愛西市立西川端小学校（5年生＋保護者）
- ④ R6年 8月 7日（水） 9時30分～10時30分
愛西市立市江小学校（教員向け）
- ⑤ R6年11月27日（水） 9時47分～10時43分
海津市立海西小学校（3～6年生）
- ⑥ R7年 1月21日（水） 9時40分～11時30分
桑名市立長島中部小学校（4・5年生）

【中学校】

- ① R6年10月28日（月） 14時30分～15時20分
木曽岬町立木曽岬中学校

・愛知県・愛西市津波地震防災訓練

県立杏和高等学校屋内運動場における
避難所開設・広域避難者の受入等の訓練



実施場所：佐屋小学校、佐屋中学校他

実施日：令和6年11月17日（日）

主催：愛知県、愛西市

訓練テーマ

「地域防災力強化 ～津波から命を守ろう～」

主な訓練

- ・津波からの避難訓練
- ・ゼロメートル地帯広域防災活動拠点を活用した広域避難訓練
- ・避難所開設運営訓練
- ・物資搬送・仕分け訓練
- ・倒壊家屋等救助訓練
- ・応急救護所開設運営訓練
- ・要配慮者支援避難訓練

○愛知県・愛西市主催の津波・地震防災訓練において、木曽川下流域の住民の地域防災力の向上を図るため、「自ら命を守る行動」がとれるよう、木曽川下流河川事務所からマイ・タイムラインの紹介・作成訓練を行った。

○ハザードマップや浸水想定区域図で確認し避難のタイミングを考えながら、マイ・タイムラインを作成した。



マイ・タイムライン作成訓練（上下とも）



R7年度 木曽川下流河川事務所での実施予定

【防災教育の支援】

①教員向け防災講座 (全1回予定)

(第1回) 未定

②小学校 防災講座 (全4回予定)

(第1回) 6/7 (土) 弥富市 桜小学校 (5年生+保護者 2限 8:40~9:25)

(第2回) 6/21 (土) 愛西市 西川端小学校 (5年生+保護者 10:00~10:45)

(第3回) 未定

(第4回) 未定

③中学校 防災講座 (全1回予定)

(第1回) 5/16 (金) 愛西市 佐屋中学校 (3年生 5限 13:45~14:35)

【防災啓発】

④地域イベント等における防災啓発 (全2回予定)

(第1回) 11/8 (土) 桑名市 アピタ桑名店

(第2回) 11/16 (日) 木曽岬町 木曽岬町役場

※マイ・タイムラインPR、水災害ジオラマ模型を用いた高潮の実験、防災パネル展示、照明車操作体験

⑤マイ・タイムラインの広報 (全1回予定)

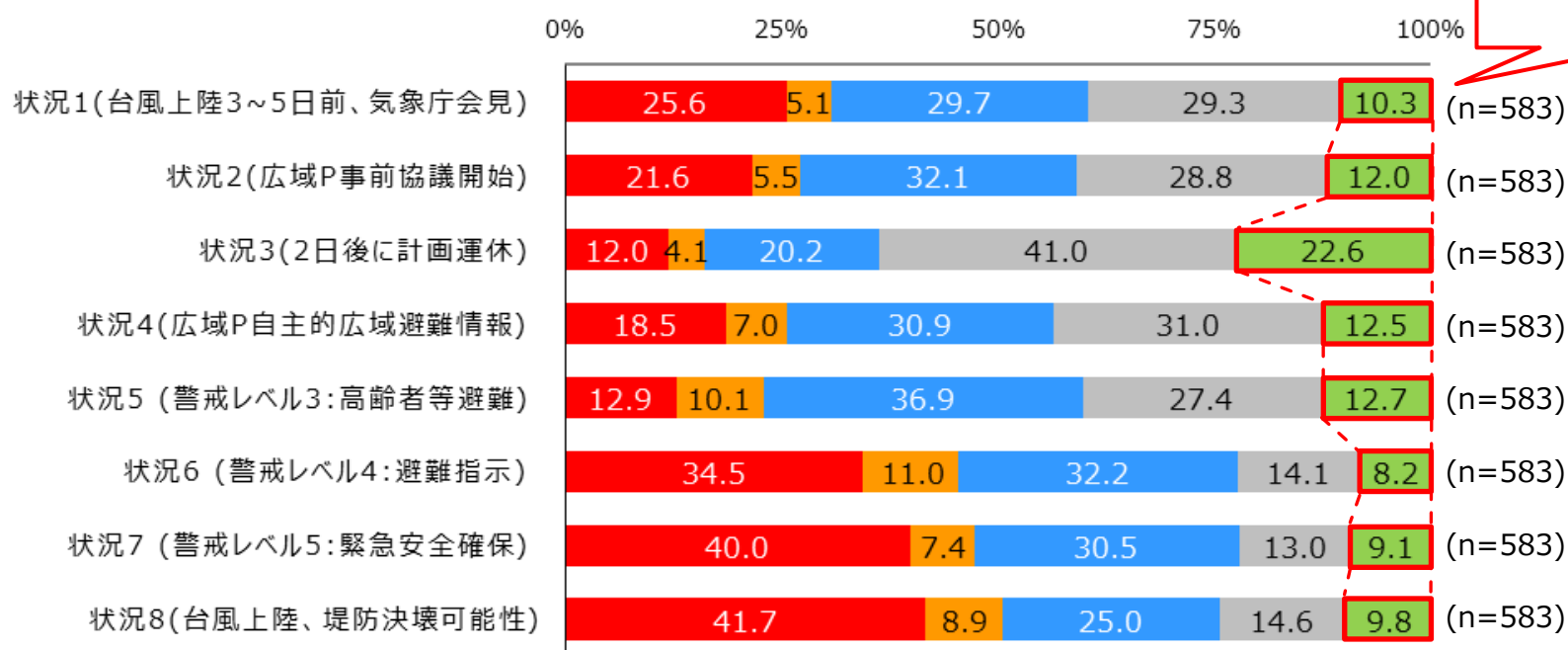
(第1回) 8/31 (日) 愛西市内

※マイ・タイムライン作成訓練

- 前記の木曽川下流沿川の住民を対象とした「防災意識調査アンケート」では、広域避難に関する住民の意識を問う設問を用意した。台風が接近→上陸して堤防が決壊するまでの各段階で、避難行動を取るか問うた。
- 伊勢湾台風と同等もしくはそれ以上の水害が発生する状況を想定しても、「家族全員が避難すると思う」と回答した人は、最も最悪な状態である堤防決壊の可能性がある場合でも半数に満たなかった。
- また、どの段階でも「特に何もしない」と回答した人が一定数いた。

Q.下記のタイミングについて、あなたは自宅以外の場所へ避難すると思いますか。

※伊勢湾台風またはそれ以上の台風が、お住いの市町村に被害を及ぼすような経路で襲来する恐れがある場合を想定して回答してください。



「特に何もしない」の回答がどの段階にも存在

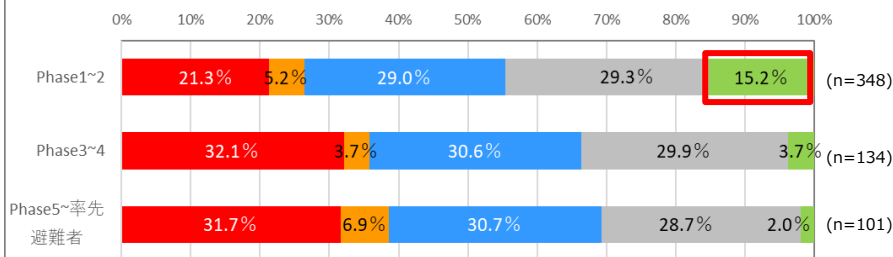
■ 家族全員が避難すると思う ■ 家族の一部が避難すると思う ■ 避難の準備をすると思う ■ 情報を集めたりすると思う ■ 特に何もしない

- 前頁の台風接近時の各段階で、各回答者の防災意識レベル（フェーズ）ごとに回答を集計すると、どの台風接近時の段階でも「特に何もしない」と回答するのはphase1～2の住民に多いことが分かった。
- 住民自ら広域避難を実行する機運を高めるには、phase1～2の住民向けの施策が必要と考えられる。



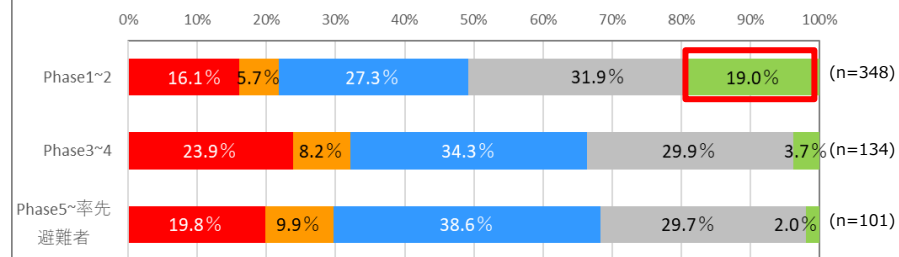
Q43_1. 台風の進路予想から、伊勢湾台風またはそれ以上の台風が3～5日後に紀伊半島に上陸すると予想され、気象庁が緊急記者会見で台風への警戒を呼びかけたとき

■ 家族全員が避難すると思う ■ 家族の一部が避難すると思う
■ 避難の準備をすると思う ■ 情報を集めたりすると思う
■ 特に何もしない



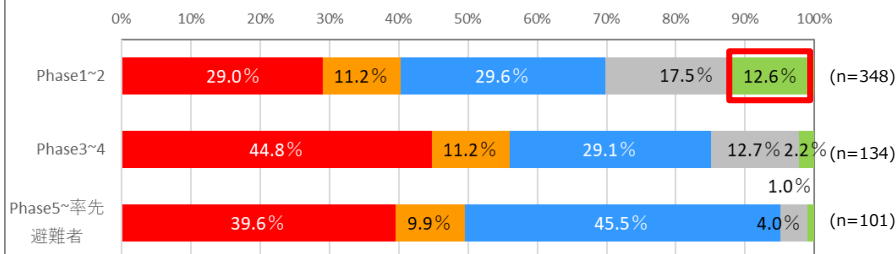
Q43_4. 「木曾三川下流部 広域避難現実プロジェクト」で、8市町村を対象とした「自主的広域避難情報（広域避難の呼びかけ）」を発表したとき

■ 家族全員が避難すると思う ■ 家族の一部が避難すると思う
■ 避難の準備をすると思う ■ 情報を集めたりすると思う
■ 特に何もしない



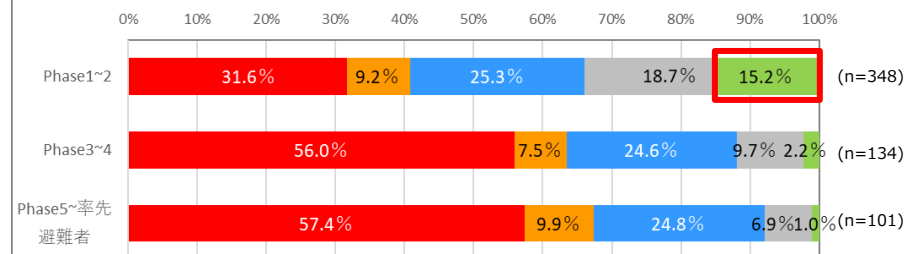
Q43_6. お住まいの市町村から、「警戒レベル4：避難指示」が発令されたとき

■ 家族全員が避難すると思う ■ 家族の一部が避難すると思う
■ 避難の準備をすると思う ■ 情報を集めたりすると思う
■ 特に何もしない



Q43_8. 台風が紀伊半島に上陸し、高潮・洪水の影響でお住まいの地域に関わる堤防が決壊しそうなことを知ったとき（風速：毎秒20～30m）

■ 家族全員が避難すると思う ■ 家族の一部が避難すると思う
■ 避難の準備をすると思う ■ 情報を集めたりすると思う
■ 特に何もしない



本年度の木曽川下流域の水防活動を円滑に実施するために、木曽川下流域の自治体及び消防団の皆様と合同で重要水防箇所の河川巡視を実施した。

重要水防箇所URL:
<https://www.cbr.mlit.go.jp/kiso-karyu/jusui/index.html>



令和7年度の実施状況

事務所	水系	出張所	日付	参加者		時間	実施内容	備考
				水防団等	職員			
木曽川下流	木曽川	・長島出張所 ・弥富出張所	5月29日	・愛西市職員1名 ・弥富市職員2名 ・海部地区水防事務組合1名 計4名	・流域治水課建設専門官 ・流域治水課技官 ・長島出張所長 ・長島出張所環境係長 ・弥富出張所長 ・弥富出張所管理第二係長 計6名	・現地調査 9:00～10:30	愛西市内(2カ所)及び弥富市内(2カ所)の計4カ所において、出張所による概略説明及び重要水防箇所の合同巡視・調査を実施。	曇
		・弥富出張所	5月29日	・木曽岬町職員2名 計2名	・流域治水課建設専門官 ・流域治水課技官 ・弥富出張所長 ・弥富出張所管理第二係長 計4名	・現地調査 10:40～11:20	木曽岬町内の計2カ所において、出張所による概略説明及び重要水防箇所の合同巡視・調査を実施。	曇
		・桑名流域治水出張所 ・長島出張所	5月30日	・桑名市職員3名 ・水資源機構 揖斐川長良川管理事務所職員1名 ・近畿日本鉄道(株)社員2名 計6名 (※三重県桑名建設事務所職員1名は当日欠席)	・桑名流域治水出張所長 ・桑名流域治水出張所管理第二係長 ・長島出張所長 ・長島出張所管理第二係長 計4名	・現地調査 9:00～11:30	桑名市内の計8カ所ほどで、出張所による概略説明及び重要水防箇所の合同巡視・調査を実施。	曇のち晴
		・海津出張所 ・桑名流域治水出張所	6月3日	・海津市職員2名 ・海津市消防団5名 ・羽島市職員1名 ・岐阜県 大垣土木事務所職員1名 計9名	・流域治水課建設専門官 ・流域治水課連携係長 ・流域治水課係員 ・海津出張所長 ・海津出張所管理第二係長 ・桑名流域治水出張所長 ・桑名流域治水出張所係員 ・桑名流域治水出張所係員 計8名	・現地調査 9:00～11:35	海津市内(計4カ所)及び羽島市内(1カ所)の計5カ所において、出張所による概略説明及び重要水防箇所の合同巡視・調査を実施。	雨

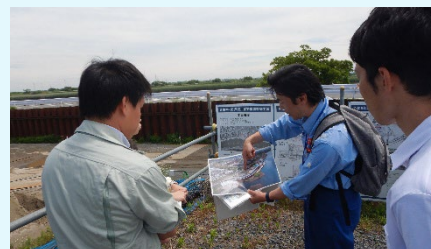
重要水防箇所 合同巡視状況



5/29 長島出張所管内



5/29 弥富出張所管内



5/30 桑名出張所管内



6/3 海津出張所管内

川の防災情報URL:
<https://www.river.go.jp/index>



- 平成23年に水防法が改正され、著しく激甚な災害が発生した場合に、特定緊急水防活動として国土交通大臣が水防活動（排水作業）を行うことができることとなった。
- 木曽川下流域は、我が国最大のゼロメートル地帯に位置しており、浸水継続時間が最大2週間以上と想定されている。
- 近年、相次ぐ水災害を受けて排水ポンプ車による排水作業が実施されているが、現場では複数関係者との調整の必要性が挙げられている。このため、令和6年度に排水作業準備計画を作成した。

水防法（抜粋）（特定緊急水防活動）

第三十二条（特定緊急水防活動）

国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

- 一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除
- 二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

第四十三条の二（国の費用負担）

第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

平成30年7月豪雨時における排水作業（岡山県）の状況

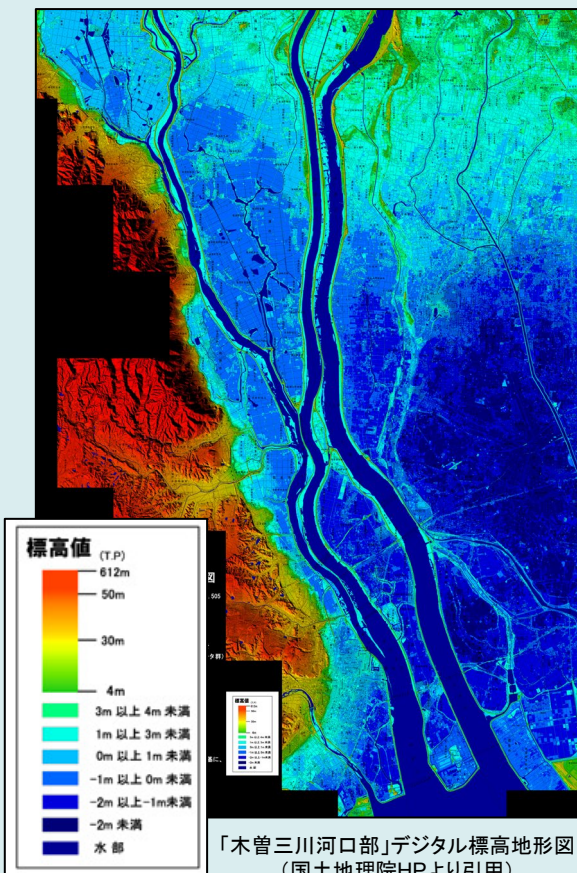


全国に配備されている排水ポンプ車を活用して排水作業を実施



排水ポンプ車の設置により、排水ホースが堤防天端道路を横断

木曽三川河口部の標高図



これまでの経緯

平成23年12月

- 東日本大震災を契機に、平成23年に水防法が改正され、「**特定緊急水防活動**」(水防法第32条)の制度が創設された。これにより洪水、雨水出水、津波、高潮による著しく激甚な災害が発生した場合に、国土交通大臣が水防活動を行うことができることとなった。

平成27年9月

- 平成27年9月関東・東北豪雨の発生。全国から最大51台の排水ポンプ車が派遣

平成27年12月

- 「水防災意識社会再構築ビジョン」の策定

平成28年12月

- 木曽川下流の減災に係る取組方針

平成28年～
令和元年

- 平成28年8月、平成30年7月豪雨、令和元年年8月九州北部豪雨、東日本台風等 毎年のように排水ポンプ車等の広域派遣による排水作業を実施。

令和2年5月

- このような大規模災害による長期にわたる浸水被害の解消に向けて、排水ポンプ車による緊急排水活動の重要性が増していることから、国土交通本省において「排水作業準備計画作成の手引き」が策定された。

令和7年5月

- 木曽川下流河川事務所において、木曽川下流域を8の氾濫ブロックに分類・整理し、各ブロックの排水作業準備計画を作成した。排水作業を実施するために必要な情報や、**関係機関との調整が必要な項目について整理し、図面としてとりまとめた。**

平成27年9月関東・東北豪雨
【茨城県常総市の浸水状況】平成27年9月関東・東北豪雨
【排水ポンプ車による排水作業の様子】

- 36

広現場イメージの伝達に
備える

詳細図面

●排水ポンプ車配置 場所への進入路

- 排水ポンプ車配置場所への進入路がわかるように現場の状況（水位観測所カメラ、堤防天端道路の幅員、等）を記載

●QRコード集

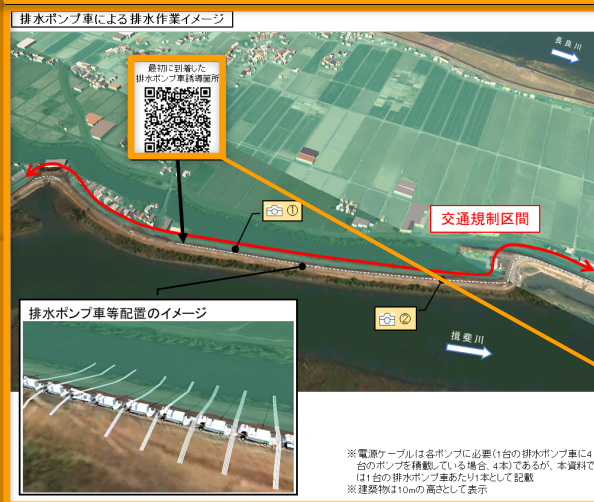
- QRコードからは、近傍に位置するCCTV映像、水位等を確認可能



川の水位情報
より現場状況
を確認可能

●現場状況

- 進入路や適地付近、排水元の様子や、管理用ゲートの有無など現地の留意点がイメージできるように現地写真を貼付



●排水ポンプ車配置場所付近の施設名称・施設管理者等

- 道路交通規制、フェンスの撤去の際に連絡することを想定して連絡先を記載

●排水ポンプ車による排水作業イメージ

- 排水作業を行う箇所に関する3Dモデル作成し、実際に排水ポンプ車を配置したイメージを記載
- 交通規制区間は明示

●QRコード集

- QRコードからは、マピオンによりルート検索が可能

マピオンにより
ルート検索が可能

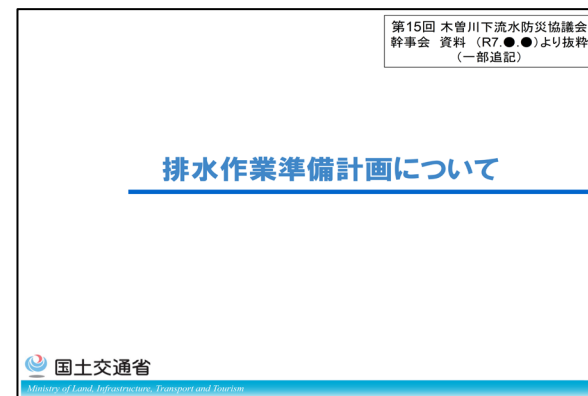


- 令和6年度に作成した排水作業準備計画図面に記載している内容について、災害発生時に調整が必要な事項に関する意見照会を実施させていただく予定です。
- 幹事会終了後、意見照会の様式と排水作業準備計画に関する資料を送付させていただきますので、ご確認の程よろしく願います。

○意見照会内容の一例

項目	確認事項	関係市町への確認内容
基本事項	大規模氾濫時における連絡先	大規模氾濫時における排水ポンプ車の調整を実施する際の連絡先および担当者の役職について教えていただきたい。
大規模氾濫時における調整先	庁舎が浸水した場合の活動拠点について	庁舎が浸水した場合の活動拠点があれば教えていただきたい。
	他機関との調整について	大規模氾濫時における消防、救急、警察等の他機関と調整方法について教えていただきたい。
集結場所	二次集結場所について	大規模氾濫時において全国から集結する排水ポンプ車の活動拠点として活用可能な場所があれば教えていただきたい。
:	:	:

○排水作業準備計画について



○排水作業準備計画図 (案)

